

郵送入札実施要領

郵送入札について

市が行う入札（一般競争・指名競争・随意契約）のうち、工事及び工事関連業務委託、並びに、市内業者以外の業者が入札に参加する場合の物品、物品の賃貸借及びその他業務委託について、郵送による入札（見積合せ）が実施することができます。

1 入札書の郵送方法

（１）内訳書が必要な場合

- ① 入札書の郵送は、外封筒（角 2 サイズ）と中封筒（長 3 サイズ）の二重封筒とします。
- ② 外封筒には「宛先（〒 9 9 8 - 0 1 0 4 酒田市広栄町三丁目 1 3 3 番地 酒田市役所市民部環境衛生課 宛）「入札参加者名」「入札に係る件名」「開札日」並びに「配達指定日」を表記してください。また、「入札書在中」と朱書きしてください。
- ③ 「一般書留」か「簡易書留」かいずれかを選択し、表記してください。
- ④ 中封筒には「入札参加者名」「入札に係る件名」並びに「開札日」を表記してください。
- ⑤ 入札書の日付は、開札日を記載してください。
- ⑥ 中封筒に入札書を入れ、封印してください。
- ⑦ 外封筒に入札書を入れた中封筒及び内訳書を入れ、封かんしてください。

（２）内訳書が不要な場合

- ① 入札書の郵送は、指定（長 3 サイズ）の封筒とします。
- ② 封筒には「宛先（〒 9 9 8 - 0 1 0 4 酒田市広栄町三丁目 1 3 3 番地 酒田市役所市民部環境衛生課 宛）「入札参加者名」「入札に係る件名」「開札日」並びに「配達指定日」を表記してください。また、「入札書在中」と朱書きしてください。
- ③ 「一般書留」か「簡易書留」かいずれかを選択し、表記してください。
- ④ 入札書の日付は、開札日を記載してください。
- ⑤ 封筒に入札書を入れ、封印してください。

2 入札書の郵送

- ① 入札書を「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかの方法と併せ、「配達日指定郵便」で郵送してください。

入札書は、開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開庁日）に環境衛生課へ届くことが条件となります。

- ② 提出期限は、公告又は参加通知でお知らせします。

《注意》

・既に送達した入札書の「訂正」「差し替え」「再提出」は認めません。

・提出期限を過ぎて到達したもの、指定方法以外（普通郵便、宅配便等）で送達されたもの及び持参したものは受理しません。（郵送に要する日数は、差出地域や季節的要素（台風・降雪等）によって変わるため、事前に郵便局へ確認してください）

3 入札書の開札

- ① 公告又は指名通知書に記載している日時・場所で、入札応募者に対し公開して入札書の開札を行います。
- ② 入札応募者が立会わない場合は、入札業務に関係のない酒田地区広域行政組合事務局職員1名を立会わせて開札を行います。

4 再度入札

(1) 対象案件

工事及び工事関連業務委託の事後公表の案件、並びに、物品、物品の賃貸借及びその他の業務委託の案件で、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲以上（かつ低入札価格調査制度の対象となる工事及び工事関連業務委託の場合、失格数値基準以上）での入札がない場合、1回に限り再度入札を行うことができます。

(2) 方法

- ① 再度入札の開札日時は1回目の開札日の概ね5日後以内（祝日・休日を除く）に実施します。
- ② 1回目の開札において有効な入札者に対しては、再度入札を行う旨及び1回目の有効最高入札価格をFAXにより通知します。
- ③ 1回目の開札において無効・失格等の入札者に対しては、再度入札に参加する資格を有しない旨をFAXにより通知します。
- ④ 再度入札を通知された場合は、開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開札日）までに1回目の入札と同様に郵送するか、直接持参してください。（持参は再度入札に限ります）

(3) 予定価格書の取り扱い

1回目の入札が不調となった場合の予定価格書は、職員が封筒に封かんし、開札立会人の印鑑またはサインにより封印します。

(4) 辞退の取扱い

再度入札を辞退する場合は、再度入札の開札日の前日（祝日・休日の場合は、その前の開札日）までに「入札辞退届」を環境衛生課まで郵送（書留）又は持参のいずれかの方法により提出してください。

5 落札者の決定

- ① 開札の結果、最高価格入札者を落札者と決定し通知します。ただし、総合評価落札方

式の場合は、評価値が最も高い者を落札者と決定し通知します。

- ② 最高価格入札者が複数となった場合、又は総合評価落札方式においては評価値の最も高い入札者が複数となった場合は、くじ引きにより決定します。業務に関係のない酒田地区広域行政組合職員を代役として実施します。
- ③ 調査基準価格を下まわった入札の場合は、調査を実施し落札者決定後通知します。
- ④ 落札者を決定したときは、落札者に対して速やかに通知するとともに、「落札者の名称」「落札金額」を酒田市のホームページ及び閲覧所において公表します。(ただし、物品、物品の賃貸借及びその他業務委託については、閲覧所のみで公表)
なお、応札者ごとの金額は、入札調書を閲覧してください。

6 その他必要な事項は、酒田市契約規則によります。